

裁判所施設の耐震診断結果等の公表について（平成21年7月）

平成18年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、これを受けて耐震改修の促進に関する基本的な方針が定められました（※1）。この方針において、国・地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきものとされています。

裁判所においては、平成20年度までに裁判所施設の耐震診断等を実施し、その耐震性能の現況と今後の耐震化の目標について公表することとしました。

1. 公表の対象

裁判所施設のうち、階数3以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上のもの267棟について行います（※2）。

2. 公表の概要

裁判所施設267棟について、耐震診断等を行った結果、耐震安全性の基準を満足する施設は143棟（53.6%）であり、満足しない施設は124棟（46.4%）でした。

3. 耐震化の目標

平成27年度末を目途に裁判所施設の耐震化率（耐震安全性の基準を満足する施設の割合）を少なくとも90%とするよう努めてまいります。

4. 耐震性の評価方法と安全性

耐震診断の方法は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいています。評価値1.0未満は、震度6強から震度7程度の大規模地震に対する耐震安全性の水準を満足していないという評価になります（「大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価」参照）。

なお、今回の公表対象のうち、評価値が1.0未満のものは、すべて現行の建築基準法に基づく新耐震設計法の施行以前（昭和55年以前）のもので、これらの施設についても、中規模地震で損傷しないことについて建設当時の設計において検証されており、震度5強程度の中規模地震に対し損傷しないことが確認されています。

大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価(裁判所施設は全てⅢ類)

評価	施設の評価値	耐震安全性の評価	備考
a	評価値 < 0.5	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	いずれも 中規模地震で 損傷しないこと を設計において 確認している。
b	0.5 ≤ 評価値 < 1.0	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
c	I類 1.0 ≤ 評価値 < 1.5 II類 1.0 ≤ 評価値 < 1.25	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いが、要求される機能が確保できないおそれがある。	
d	I類 1.5 ≤ 評価値 II類 1.25 ≤ 評価値 III類 1.0 ≤ 評価値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I類及びII類の施設では要求される機能が確保できる。	

※ 耐震安全性の評価における地震とは、震度6強～震度7程度の大規模地震のことをいう。
 ここでの評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいて評価したものであり、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる。

国土交通省ホームページより抜粋

5. 裁判所施設の耐震性の状況

	評価				計
	旧耐震基準			新耐震基準	
	a	b	d	d	
棟数	82	42	19	124	267
面積(m ²)	356,828	104,503	90,827	842,276	1,394,434
棟数の割合(%)	30.7	15.7	53.6		100
面積の割合(%)	25.6	7.5	66.9		100

※ 「新耐震基準」は建築基準法に基づく新耐震設計法(昭和56年)による設計がされた棟。
 ※ 耐震性を満足しない施設(評価a, b)のうち88棟について耐震改修, 建替の予算措置済。

(※1) 国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」
 (※2) 耐震改修促進法第6条第1号・同施行令第2条第1項、第2項で定める特定建築物に該当するもの。
 最高裁判所庁舎及び建替予定のため診断を実施しない八王子簡易裁判所庁舎を除く。